

令和6年10月11日

保護者の皆様

川崎市立塚越中学校
校長 渡辺 修宏

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の 登校許可書の取扱いについて

令和4年12月から、上記の感染症については医療機関が発行する登校許可書の提出を求めないこととなっており、今年度も引き続き同様の対応になっております。それに伴い、保護者の皆様に以下について、ご協力をお願いいたします。

1. インフルエンザ、新型コロナ感染症と診断されましたら、速やかに学校（担任）にご連絡ください。

※主治医に療養期間（出席停止期間）をご確認ください。

2. 登校が可能になりましたら、別紙「療養報告書」に保護者の方が必要事項を記入し、登校再開日に学校へご提出ください。（ホームページにも掲載します）

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症、その他の感染症や風邪症状など診断された場合は、十分療養し、医師の指導のもと回復してから登校するようにお願いします。

集団生活での感染拡大を予防する観点から、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

出席停止期間の基準

【インフルエンザ】

「発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止とする。」

【新型コロナウイルス】

「発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止とする。」

保護者の方が記入してください

コピー可

川崎市立塚越中学校長 様

(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症) 療養報告書

○印をお願いします。

年 組 生徒氏名

■ 診断名: インフルエンザ()型 ・ 新型コロナウイルス感染症

■ 療養期間(主治医が指示した出席停止期間)

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

■ 受診医療機関名: _____

上記の通り、(該当するほうにチェックし、確認してください。)

インフルエンザ

発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過し、

新型コロナウイルス感染症

発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過し、

体調が回復しましたので、登校させます。

令和 年 月 日

保護者氏名